

経済統合の潮流にみる「開国後」ミャンマーの諸問題と スーチー政権の行方

Myanmar's problems after 2011 and the outcome of the Aung San Suu Kyi
administration in view of the current of economic integration

川 島 哲
Satoshi Kawashima

<目 次>

はじめに

1. Balassaの経済統合理論

2. ミャンマーの基本的性格と2011年以降の諸問題とその展望

(1) ミャンマーに導入された日本電子通関システム

(2) 2011年「開国」後のミャンマーの制度面の変更

(3) ミャンマーのオフィス不足問題と外資の参入

(4) ミャンマー農業の今後

おわりに

はじめに

周知のとおり、トランプ（Donald John Trump）米国大統領の政策により米国はTPP（Trans-Pacific Partnership：環太平洋パートナーシップ）を離脱した。保護主義が回帰するののかという懸念がとりまくなか、TPP11（米国抜きのTPP協定）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携：Regional Comprehensive Economic Partnership）などの経済連携が進んでいる。

TPP11の交渉は2017年5月に開始され、7月に箱根、8月にシドニー、9月に東京、10月に舞浜と短期間に集中して討議された。同年11月9日のベトナムでのTPP閣僚会合で新協定の条文、凍結リストを含む合意パッケージに全閣僚が大筋合意するに至った。新協定の名称は、「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定、Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：CPTPP」となり、その後、2018年1月22-23日の東京での首席交渉官会合でTPP11の協定文を最終的に確定するとともに11月の閣僚会議で残されていた4つの課題の取り扱いで合意するとともに3月8日にチリで署名式を行うことで合意した（石川（2018））。

2018年3月8日（現地時間）、チリ・サンティアゴで開催されたTPP11署名式において、TPP11協定が署名された。今後は各国の批准手続きを待つことになる。

本稿の問題関心の主たるものは、第一に、昨今メディア

を賑わせているTPPやTPP11等の経済統合を考察する上で、その前提となる経済統合についてその理論的裏付けを紹介する点にある。

第二に、2011年以降ダイナミックな動きをみせているミャンマーの諸問題を考察する。

それにより、経済連携として浮上しているRCEPとの関連やTPPへの東南アジア諸国の今後の動向を模索するための契機としたいゆえである。

まず、基本的な経済統合についての理論を概観する。そしてミャンマーの諸問題とその課題を考察していく。

1. Balassaの経済統合理論

Balassa（1961）によれば、経済統合はその程度により、

- ① 自由貿易地域
- ② 関税同盟
- ③ 共同市場
- ④ 経済同盟
- ⑤ 完全なる経済同盟

の5つにステージがある。

島野 [1963] によれば、経済統合は、戦後の特徴である経済的地域主義の表現形態の1つである。経済的地域主義には、調整（Co-ordination）、協調（Co-operation）、統合（Integration）の3つの段階があり、そのなかにおいて統合は加盟国間の経済的協調を目的とするばかりではなく政

治的社会的な一致をも包含しており、最高のステージとされている（島野1963：35-37）。

経済統合には静態的效果と動態的效果の2つがある。

このうち、前者はさらに貿易創出効果（Trade Creation Effect）と貿易転換効果（Trade Diversion Effect）という2つの効果に分類される。まず、貿易創出効果は、経済統合が開始されるとその経済統合の域内において、さらに貿易が始まり、生産費の高い国から生産費の低い国へ貿易を移動させていくことである。

そこで「貿易創出」及び「貿易転換」という表現は生産効果の一面を示しているに過ぎない。バラッサは、これを一層厳密に表現すれば正の生産効果、つまり、生産費のより高い供給源からより低い供給源への購入の移動により、起こる生産費の節減である。負の生産効果とは、域内加盟国において同一商品の生産費がより高くなることである（Balassa1961：邦訳35-36）。

どうしてこれらが静態的效果であるかといえば、既存産業における状態が変化しない、換言すれば静態的（static）という前提で観察されるためである。

では後者の動態的效果とはどのようなものであるか。

この動態的效果は生産性上昇効果と資本蓄積効果の2つに大別される。

これらは、比較優位（comperative advantage）と呼ばれる概念に関連している。比較優位とは、端的に言えば「自らの国の得意分野」という意味である。発展途上国において、自らの国における意義という点では、前提として他国と比較して生産技術面で優位ではなくても、比較優位を有する商品（産業）は存在するという考え方である。つまりどの国においても何かしらの得意分野はあるということである。

しかし、現実的にみるとグローバリゼーションの潮流著しい今日においては、比較優位というより、絶対優位的な考え方により貿易形態が行われているという主張も存在している。

話をもとに戻すと、動態的效果とは比較優位における競争効果、収穫逡増といった効果と同種の意味合いを有している。これらの競争効果、収穫逡増効果がFTA域内において生じ始めることで、生産性が向上し、投資が活発化するということを意味している（川島（2017））。

以上、貿易について概観してみたが、次の章では2011年以降ダイナミックな動きをみせるミャンマーについて考察していく。

2. ミャンマーの基本的性格と2011年以降の諸問題とその展望

まず、ミャンマーの特徴として、人口は若年層が多い（2015年度の国連 *World Population Prospects 2015*によれば、平均年齢は27.9歳、日本は46.5歳）。

民主化が行われたのが2011年以降、それまで約半世紀は鎖国状態（1962年から1988年までビルマ式社会主義、1988年から2011年まで軍政）である。

2011年から外国投資法の改正、中古自動車の輸入自由化、国内外の民間銀行・保険会社の段階的な市場開放を進めてきた。

外国投資が活発化した2012年以降、毎年7%以上の経済成長をしている。

欧米から禁輸措置や経済制裁を受けてきたが、2012年11月、米国は一部品目を除きミャンマー製品の禁輸措置を解除している。

2013年4月には、EUも武器禁輸措置を除き、ミャンマーへの経済制裁を解除している。

ミャンマー関連向け外国直接投資（1989年度～2016年3月）は1位中国、2位シンガポール、日本は11位である。

日本からの投資状況が低い要因として、1977年のアジア通貨危機後の貿易規制、外国送金制限の強化や経済開発援助再開の見通しがたたないなどの理由により投資が低調となってきた。

2015年から2016年の業種では製造業が過半を占める。

最近の大きな動きとしては、ミャンマー外資参入緩和の画期的なできごととして、2017年12月6日に新しい会社法が成立した。この新会社法は、1914年英国統治下で施行された旧会社法の内容を抜本的に改正した。運用開始は2018年夏以降となる予定である。

<旧会社法>	<新会社法>
(外国企業の定義) 外国企業が1株でも保有している企業は外国企業	外国企業の保有比率が35%以内なら「地元企業」
(不動産の保有・賃借) 1年以下の賃借のみ	地元企業と同じ扱い
(最終製品の輸出) 原則許可せず	地元企業と同じ扱い
(小売業・卸売業への参入) 原則許可せず	地元企業と同じ扱い

(出所：「日本経済新聞」2017年12月8日)

従来、外国企業の定義は、外国企業が1株でも保有していれば「外国企業」とみなされたが、新会社法では外国企業の保有比率が35%以内であれば「地元企業」と扱わ

れる。

不動産の保有・賃借に関しては、従来は外資が1株でも入ると1年以下の賃借のみ有効であった（長期契約には許可が必要）が、新会社法では地元企業と同じ扱いとなった。

また、経済特区として日本主導で開発が進められてきた

<日本のODA等で進むティラワ経済特区の新港開発>



(出所：2017年5月2日 筆者撮影)

<ティラワ経済特区メインエントランス>



(出所：2017年5月2日 筆者撮影)

<ティラワ経済特区内ワンストップサービスセンター入り口>



(出所：2017年5月2日 筆者撮影)

ティラワ経済特区は、ヤンゴンから23キロのタニン市にあり、JICA (Japan International Cooperation Agency: 国際協力機構) など日本主導で開業した。この経済特区では緩和された法律である新特区法が適用されている。またワンストップサービスセンターには、各省庁の担当者が常駐しており、営業許可など申請をまとめてできるスピーディーな対応になっている。

2017年4月現在95~96%が売約済みである。

国際協力銀行 [2016] 「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告—2016年度 海外直接投資アンケート結果 (第28回)」によれば、日本企業がミャンマーへ進出する理由として現地マーケットの今後の将来性、人件費の安さと豊富な労働力があげられている (図1、図2参照)。

そのほか筆者が商社や政府機関にインタビューしたところ、英国植民地だった影響で、東南アジア諸国のなかでも英語が通じることがあげられている。

逆に日本企業にとって注意することとしては、第一にインフラ、第二に財務諸表のみならず多面的に考慮が必要である。会計に関しては、単式簿記なので、「前払い」「繰り延べ」といった概念がない複式簿記の義務化が必要である。JICA等の政府機関が主導し、複式簿記の概念の普及を目指すべきときに来ていると指摘している。

(図1)

中期的(今後3年程度)有望事業展開先国・地域(複数回答可)

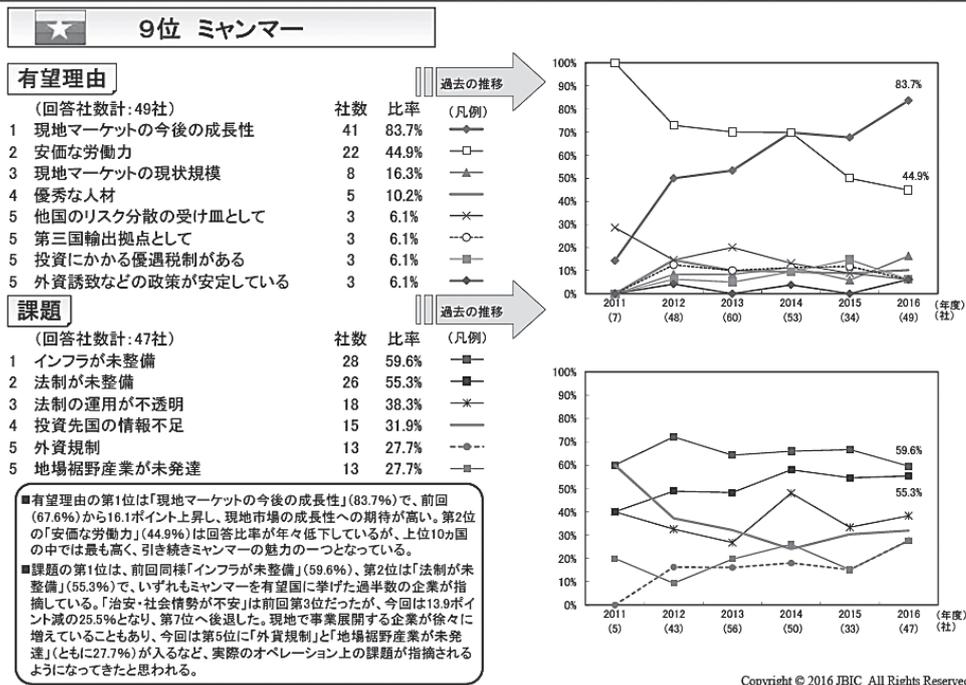
順位		国・地域名 (計)	回答社数(社)		得票率(%)	
2016	← 2015		2016 483	2015 433	2016	2015
1	—	インド	230	175	47.6	40.4
2	—	中国	203	168	42.0	38.8
3	↓	インドネシア	173	168	35.8	38.8
4	↑	ベトナム	158	119	32.7	27.5
5	↓	タイ	142	133	29.4	30.7
6	—	メキシコ	125	102	25.9	23.6
7	—	米国	93	72	19.3	16.6
8	—	フィリピン	51	50	10.6	11.5
9	↑	ミャンマー	49	34	10.1	7.9
10	↓	ブラジル	35	48	7.2	11.1
11	—	マレーシア	33	27	6.8	6.2
12	↑	シンガポール	23	20	4.8	4.6
13	↑	台湾	22	16	4.6	3.7
14	↑	ドイツ	20	14	4.1	3.2
15	↓	ロシア	17	24	3.5	5.5
16	↓	韓国	15	17	3.1	3.9
17	↓	トルコ	12	17	2.5	3.9
17	—	カンボジア	12	14	2.5	3.2
19	↑	オーストラリア	11	4	2.3	0.9
20	↑	イラン	8	3	1.7	0.7

(注1) 上に掲げた国以外に、北米(回答社数37社、得票率7.7%)、EU・欧州(回答社数18社、得票率3.7%)、東南アジア・ASEAN(回答社数3社、得票率0.6%)などがあつた。

(注2) 同順位となった場合は、前回調査の順位及び英語表記を基準に列挙した。

(出所：国際協力銀行 [2016] 「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告—2016年度 海外直接投資アンケート結果 (第28回)」—2016年12月 国際協力銀行 業務企画室 調査課) 2016年12月。

(図2)



(出所：国際協力銀行 [2016] 「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告—2016年度 海外直接投資アンケート結果 (第28回)」—2016年12月 国際協力銀行 業務企画室 調査課) 2016年12月。

(1) ミャンマーに導入された日本電子通関システム

本項では、ミャンマーに導入された日本電子通関システムをひとつのトピックとして取り上げたい。

2014年10月にNTTデータがミャンマー政府からシステム開発を受注し、約2年間の開発・準備期間を経て、当初計画どおりのスケジュールで日本の電子通関システムであるナックス (NACCS: Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) をベースとした新たな通関システム、マックス (MACCS: Myanmar Automated Cargo Clearance System) の総合運転試験が2016年8月から10月にかけて実施された。

そして、2016年11月12日にミャンマーで供用開始したマックスの運用が開始された。システムの導入や税関でのキャパシティビルディング (能力構築) に関しては、JICAが無償資金協力や専門家派遣を通じて全面的な支援を行ってきた。マックスの導入によって変わる点は、自動審査処理と申告納税制度の導入である。グリーンチャンネル (貨物全体の約6割) の場合は、あらかじめ税関に預け金を登録していれば、自動で税金引き落としが行われるため、申告から許可まで数秒で完了する (日本貿易振興機構「世界のビジネスニュース 通商弘報」2016年11月30日。 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/11/7ed43990dfd60d8a.html> (2017年3月7日アクセス))

ではこれによりいかなる今後への期待がもてるのか。

まず大きな効果として、このような通関システムは、第

一に、今まで大きな問題であった国境を越える際の通関システムの遅滞性を補う。

それに付随して、システムの構築が望まれていたASEANシングルウィンドウ (ASW) へ向けての支援となり、ASWは今後大きく変わっていく可能性がある。貨物などの到着時の審査も円滑化し、申請手続きも電子化していく。ミャンマーティラワ経済特区のワンストップサービスがそのひとつのモデルになる。

第二に Transparency International の *Corruption Perceptions Index 2017* によれば、汚職率が2017年に180か国中130位と高く、ひとつの打開策として期待される。換言すれば、このシステムを導入することにより賄賂等の横行を根絶する可能性ができ、それは今後さらなる外資の誘致においては大変重要となる。また、このシステムを運用できるような人材育成、そのための制度づくりが望まれる。

第三に、インドシナ諸国には中国からのインフラ面での援助が多く行われている。そしてそれらは計画通り進まず、その遅滞が大きな問題となっている現状がある。これへのアンチテーゼとして日本からのインフラ援助が今後大きくクローズアップされてくる。というのは、中国からのインフラ援助よりも日本からのインフラ援助の有効性という色彩が色濃くなっていくからにはほかならないからである。

今後のインドシナ諸国が中国への傾斜から日本への傾斜

へと向かうひとつの契機となるのが、この通関システムの導入ではないか。日本は、インドシナ諸国をはじめアジアの多くのインフラ援助を行うことにより、30年前にマレーシアで叫ばれたルックイーストの再来、インフラにおいて日本の存在感を再認識させることにもなるのではないかと思われる（川島哲「ミャンマーに導入された日本電子通関システム」『世界経済評論IMPACT』2017年3月13日 No.810 (<http://www.world-economic-review.jp/impact/article810.html>) を加筆修正)。

(2) 2011年「開国」後のミャンマーの制度面の変更

本項では、2011年「開国」後のミャンマーが直面する課題としてミャンマーの制度面の変更をみてる。

2012年11月には、24年ぶりに外国投資法が改正された。

2013年には、金融制度面での新たな改革の動きが見られ、同年7月には、中央銀行法が改正された、これにより、中央銀行が財務省から独立した。また、同月、証券取引法が制定された。

2014年1月には、経済特区法が改正され、特区進出企業に外国投資法を上回る優遇策が提示された（堀江（2015））

2016年3月にはティン・チョウ（Htin Kyaw）大統領が率いるNLDによる新政権が開始された。

ミャンマーへの進出の土壌づくりがここ数年で少しずつであるが整ってきていることがわかる。

ミャンマーへの貿易・投資上のメリットは、いくつかあげられるが最も大きな理由が豊富で安価な労働力、消費市場としての魅力（約5,100万人）などがあげられる。

他方、リスクとしては、電力供給をはじめとするインフラ面の脆弱性である。

これ以外に、今後大きな課題としてあげられるのが以前から問題視されてきた賄賂の要求などの解消である。これはミャンマーに限ったことではないが、2017年3月13日に筆者が「世界経済評論IMPACT」に寄稿した際にも述べたが、ワンストップサービスの導入はこの解消を目指すことも大きな目的としている（川島（2017.3.13））。

前項でもふれたが、汚職の払拭である。

この払拭こそがまず第一であると考えている。

そのためにはどうすればよいか。

ミャンマーへの投資リスクに必ず入っている法律面での不透明さの解消はひとつの解決策である。

第一に、経済特区以外でも法律面での緩和する。

第二に、ティラワ経済特区で行われているワンストップサービスを他の地域にも拡大していくことも解決法となるのではないか。

例えば合弁契約書をつくる際に法律面や裁判が不安材料となり、外資による投資が難しい。そのためミャンマーへ

の外国直接投資は、シンガポールなどを迂回して投資することになる。シンガポール経由ならASEANの税務上の恩恵を受けることができるからである。

これらの外資による投資をはじめとする法律面の不透明さを解消することが今後の大きな課題である。この法律面の整備についても人的な協力を含め日本は最大限の協力をしていくべきである。

そして、2011年の「開国」後6年という点も考えあわせれば、長いスパンで今後の行方をみていかねばならないことも肝要である（川島哲「「開国後」のミャンマーが直面する課題」『世界経済評論IMPACT』2017年7月3日 No.870 (<http://www.world-economic-review.jp/impact/article870.html>) を加筆修正)。

(3) ミャンマーのオフィス不足問題と外資の参入

本項ではミャンマーのオフィス不足問題と外資の参入という観点で検討する。

不動産においては、ホテル、ビル不足が恒常化している。

今後の供給量の拡大が望まれる。

ヤンゴンでは、オフィス物件が限定されているが、駐在員事務所の設立需要が急速拡大している。

需要が拡大の一途にあるため、単価改定を頻繁に実施したいと考えるオーナーの中には、6か月を超える契約を認めない例もあり、オフィス維持自体が不安定である。

2012年以降の契約更改の際には、3倍近い単価改定を飲まざるを得なかった日系企業も存在している。

では、法制度においてはいかなる現状となっているか。

ミャンマーでは、不動産譲渡制限法により外国人または外資系企業による不動産所有は厳しく制限され、1年を超えて賃借することができない。旧外国投資法の適用を受けた場合は、これを例外扱いにし、外資系企業も最長50年間の土地の貸借が認められた（10年間の延長は2回まで可能で、その場合は計70年間となる）。このため、製造業をはじめ長期間の土地や建物の貸借が必要な企業は、ミャンマー投資委員会（MIC）から旧外国投資法に基づき別途、認可を受けることが必須だった。MICから投資認可が得られれば、土地の長期使用と税制優遇措置を自動的に受けられることになっていたが、2016年10月に成立したミャンマー投資法の第37条では、MICからの投資認可とは別に、土地や税制優遇措置を受けるために是認の申請を行わなければならないと定めている（ジェトロ（2017.5.31））。

2011年以降ヤンゴンの外資系オフィスビルの新規顧客に対しての単価は、1平米あたり月80~90USドルになっている物件もあり、東京都港区の六本木・赤坂・青山エリアと遜色ない相場となっている。（ただし、2017年以降政権

の政策の不透明さから外国投資が減退し、ヤンゴンのオフィス賃料の低下が鮮明である。1㎡あたりの平均月額賃料は44ドルと4年で31%下落している)

しかし、ローカルのオフィスビルは、自家発電機によるバックアップ体制が十分でないところも多くみられる。安定的な事務所運営は期待できない状況にある。それに加え、自家発電機を用意し一軒家で事務所を構えようにも、借地料は同様に高騰しているため選択肢とはなりえない。

こういったなか、KDDIは2013年4月からレンタルオフィス全25室を開業した。スタートも同月からレンタルオフィス全30室を開業している。事務所設立の需要にこたえようというものだ。

こうした需給悪化のなか、ホテルにおいては新設ラッシュである。

ヤンゴンにおいては、ヒルトン、シャングリラ、ペニンシュラ等の外資系5つ星級のホテルが開業計画中である。首都ネピドーにおいては、2014年10月にケンピンスキーが開業し、同月にヒルトンも地元ホテルから運営権を継承して開業した(ジェットロヤンゴン(2017))。

これらオフィスを中心とした不動産問題はミャンマーに限った話ではない。

ASEAN諸国における今後のひとつの兆候を表している。

読売新聞(2017年8月25日)の報道では、ASEANの不動産市場には、日本企業が現地企業と連携して相次いで参入している。例えば、隣国タイでは阪急不動産や野村不動産が進出し、ミャンマーでも2020年を目標に京王電鉄やフジタなどが不動産市場への進出を予定している。

今後は、オフィス不足による供給不足に対処するのは日本企業が中心となっていくのではないか。

ミャンマーでは、新会社法が2017年12月6日に国会で成立した。

これにより35%以内の株式保有比率なら外国企業でも地元企業と同等の扱いとなる。

ASEANへの進出は、日本国内の少子化による先細りを補填する意味もある。

もちろんリスクもあり、それは第一に政治体制や治安面についてである。

第二に、海外マネーが投資目的で不動産を購入することである。

スーチー(Aung San Suu Kyi)は憲法改正を目標としているため、軍の協力が欠かせず、ジレンマがある。

しかし、少なくとも日本への志向性を明確にすることで日本企業が動きやすくなるのでこれらを明確にすべきである(川島哲「ミャンマーのオフィス不足問題と外資の導入」『世界経済評論IMPACT』2017

年10月2日 No.922 (<http://www.world-economic-review.jp/impact/article922.html>)を加筆修正)。

(4) ミャンマー農業の今後

次に農業国として、コメにみるミャンマー農業の今後を検討する。

ミャンマーの2011年「開国」後の大きな成果は、外国企業の対ミャンマー投資の基盤となるミャンマー投資法(以下:新投資法)を16年10月に成立させたことである。それまでは、外国企業による投資には外国投資法が、ミャンマー企業による投資には内国投資法が適用されていた。

新投資法はこれらの2つの法律を統合したものである。2017年2月から4月にかけて、複数の施行細則が公表された。

優遇税制、投資奨励分野、規制分野なども明らかになった。前政権時代には国会での審議がまとまらず、素案の提出から数年の歳月が経過していた同法が、NLD政権発足後、半年余りで成立したことは評価に値する(水谷(2017))。

では、新投資法(2016年10月)細則の投資促進業種と制限業種について「JETRO「世界のビジネスニュース通商弘報」2017年5月30日(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/05/d73f3db54e6cee40.html>)から概観する。

2016年10月のミャンマー投資法第43条で「ミャンマー投資委員会は、連邦政府の承認を得て投資奨励分野を告示する」とし、第75条(c)で「法人所得税の免税については、ミャンマー投資委員会が投資促進分野として特定した業種に対してのみ付与される」としていた。投資企業管理局(DICA)は、MIC通達No.13/2017(2017年4月1日付)でこれら投資奨励分野(20分野)を公表した。

投資奨励分野の1位が農業、2位が森林プランテーション、3位が畜産業、4位製造業と続く(ジェットロ(2017.5.31))。

農業分野が優先順位の1位である。

これはミャンマーが農業を最重点分野と位置付けている証左でもある。

まず、戦後のミャンマーの農業政策はいかなる変遷を経てきたのかを概観してみる(草野(2013))。

ミャンマーの農業政策は、計画経済化直後の1964年から始まるコメやマメ類といった主要作物に対する①計画栽培制度、②強制供出制度、③民間企業による農産物の国内流通と国外貿易の禁止(国家独占)に特徴づけられる(室屋(2012))。

農民は政府から肥料や農機といった投入財の補助を受け、決められた面積で決められた農産物を作り、決められた量を供出していた。

軍政が発足する前年の1987年、供出制度が縮小されて民

間業者の国内流通が解禁され、一部地域では作付けの自由化も進んだ。翌1988年には、コメなど一部作物を除く農産物の民間輸出が自由化された。

国内のコメ価格は上昇し、1992年から二期作（乾季作）が推進されたこともあって、灌漑の広がりとともにコメの作付面積が拡大した（藤田（2005））。

2003年には、コメ供出制度の廃止や民間輸出の解禁などコメ市場の自由化が進んだものの、実質的に継続される計画栽培と輸出停滞の中で供給がだぶつき、2001年に33円/kgだったコメの生産者価格（実質）は、2011年には19円/kgにまで下落している。

今後待ち受ける課題はいかなるものがあるか。

コメを海外へ輸出する際のネックとなっているのは、ミャンマーのコメは長粒種である上に多様な品種が混在しているため、碎米率が高いことがあげられる。これがコメ輸出停滞の一因となっている。

ミャンマー政府はこの点に関していかなる措置を行っているのか。

国際稲研究所や世界銀行、日本の政府開発援助（ODA）実施機関であるJICAなどと協力しながら、優良種子の開発と普及を試みている。また最近では、2013年に45年ぶりにミャンマー米を日本に輸出した三井物産と Myanmar Agribusiness Public Corporation (MAPCO) による精米・コメ関連商品製造工場の建設や、営農、種子管理、肥料導入などの生産ノウハウの移転と、東南アジアやアフリカへのコメ輸出の拡大といった動向が近年見受けられる。

筆者が2017年5月にヤンゴンの日系大手総合商社のインタビューでも指摘されたことであるが、輸出できるコメづくりをいかにして行い、拡大していくかが今後の課題である。

特にコメは国内消費をする分には問題ないが、それを商品化して輸出するには品質面で大きな問題がある。この品質向上を行い、海外への輸出に耐える高品質なコメを生産していくことが課題となる。

そのためにはひとつの方策として、契約農家などをもうけて付加価値の高いコメづくりから始めるべきだろう。

この面での協力を日本はさらに積極的に行っていくべきときが来ているのではないかと（世界経済評論IMPACT 2017年12月25日 No.975 (<http://www.world-economic-review.jp/impact/article975.html>) を加筆修正）。

おわりに

ここで本稿をまとめてみたい。

第一に経済統合理論として代表的な Balassa [1961] によれば、経済統合はその程度により、

- ① 自由貿易地域
- ② 関税同盟
- ③ 共同市場
- ④ 経済同盟
- ⑤ 完全なる経済同盟

の5つにステージがあるがTPPやRCEPは①から②への移行段階である。

EUなどと比較するとこれからの道程はまだ長い。

第二にミャンマーの2011年以降のダイナミックな変化について、その諸問題と今後についてまとめてみる。

まず第一に、電子通関システムに関してである。この電子通関システムの導入は、ミャンマーをはじめインドシナ諸国が中国への傾斜から日本への傾斜へと向かうひとつの契機となるのではないかと感じる。

これはひいては日本がインドシナ諸国をはじめアジアの多くのインフラ援助を行うことで、1980年代初頭にマレーシアで叫ばれたルックイーストの再来となり、また中国一辺倒のアジアのインフラにおいては日本の存在感を再認識させることにもなるのではないかと強く感じる。

第二に、ミャンマーの制度面についてである。

前述したように、ミャンマーの世界汚職度指数を Transparency International の *Corruption Perceptions Index 2017* によれば、汚職率が2017年に180か国中130位と高く、2014年の176か国中156位より少し改善したが汚職度が高い。この払拭こそがまず第一であると考えられる。

そのためには、ミャンマーへの投資リスクに必ず入っている法律面での不透明さの解消がひとつの解決策となるだろう。

第一に、経済特区以外でも法律面での緩和、

第二に、ティラワ経済特区で行われているワンストップサービスを他の地域にも拡大していくことが解決法となるのではないかと感じる。

第三に、ミャンマーのオフィス不足に関してである。

読売新聞（2017年8月25日）の報道では、ASEANの不動産市場には、日本企業が現地企業と連携して相次いで参入している。例えば、隣国タイでは阪急不動産や野村不動産が進出し、ミャンマーでも2020年を目標に京王電鉄やフジタなどが不動産市場への進出を予定している。

今後は、オフィス不足による供給不足に対処するのは、日本企業を中心となってくるのではないかと感じる。日本企業の活躍に期待したい。

最後に、2016年に発足したNLD (National League for Democracy: 国民民主連盟) 政権の改革の不鮮明さからくる諸問題に関してまとめ締めくりたい。

日本経済新聞（2018年3月26日）によれば、政権基盤の脆弱さから改革の推進役が不在で市場開放が遅れていると

報じている。ミャンマー投資委員会のデータでは、2017年4月～2018年2月の認可ベースの外国投資額は53億ドル（約5,600億円）となる。2018年3月まで2017年度通年で66億ドルを下回り、2年連続前年割れとなるのが事実である。前述したように、ヤンゴンのオフィス賃料の低下が鮮明である。1㎡あたりの平均月額賃料は44ドルと4年で31%下落している。少数民族の問題も外資の進出の足かせとなっている。

NLD政権は発足直後、民衆の圧倒的な支持を受けたが、国軍との距離の置き方やその政治的方向性が不明確である点で、国際社会、ひいては日本企業が困惑しているというのが現状である。スーチー政権の今後の進路が見えてこ

いことに加え、民主化したものの日本企業などにとってはその政策や具体的な変化がわからず、今後どうアクションを起こせばよいかわからないため、日本企業は様子見しているように感じる。憲法改正をめざすスーチーにとって国軍の協力が欠かせないため政権運営の難しさがあるのは理解できるが、それにもまして、今後大胆な政策や明確な方針を打ち出すことが望まれる。NLD政権発足後2年が経ちスーチーの訪中は3回、訪日は1回という事実を見ても中国傾斜という面は否めない。今こそソフト面の協力も含め日本へ傾斜し、協力を最大限求めてもよいのではないかと感じる。

注：

- ・石川 (2018) 石川幸一「TPP11 (CPTPP) の概要と意義」『フラッシュ364』一般財団法人 国際貿易投資研究所、2018年3月1日 (<http://www.iti.or.jp/flash364.htm>)
- ・島野卓爾 [1963] 「B. バラッサ著中島正信訳『経済統合の理論』」『世界経済評論』7 (5)。
- ・Balassa, B. A. (1961) *The Theory of Economic Integration*, London: George Allen & Unwin (中島正信訳『経済統合理論』ダイヤモンド社、1963年)。
- ・川島 (2017) : 川島哲『経済統合と通商秩序の構築』晃洋書房、2017年、PP.4-6。
- ・川島 (2017.3.13) : 『世界経済評論IMPACT (2017.3.13)』(2017年3月13日 No.810 (<http://www.world-economic-review.jp/impact/article810.html>))
- ・堀江 (2015) : 堀江正人調査レポート「ミャンマー経済の現状と今後の展望～動き出したアジアのラスト・フロンティア～」三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査部、2015年6月1日。
- ・川島 (2017.3.13) : 川島哲「ミャンマーに導入された日本電子通関システム」2017年3月13日世界経済評論IMPACT (<http://www.world-economic-review.jp/impact/article810.html>)
- ・“*Corruption Perceptions Index* (2016) : “*Corruption Perceptions Index*”2016 (https://www.transparency.org/news/feature/corruption_perceptions_index_2016#table) 2017年6月16日アクセス
- ・ジェトロ (2017.5.31) : ジェトロ [2017.5.31] JJETRO「世界のビジネスニュース 通商弘報」2017年5月31日、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/05/7180eb50183649c6.html>
- ・ジェトロヤンゴン (2017) 日本貿易振興機構 (JETRO) ヤンゴン事務所「ミャンマーのビジネス・投資環境 (2017年4月)」。
- ・水谷俊博 (2017) 「ミャンマー スーチー改革の成果と展望」『ジェトロセンサー』2017年8月号、日本貿易振興機構、2017年7月。56～57ページ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/d36ee84ad84a0711/20170042.pdf。
- ・草野栄一 (2013) 「ミャンマーの農業事情」『農業』2013 (平成25) 年11月号 (No.1578)、公益社団法人 大日本農会、2013年。62～66ページ。
- ・室屋有宏 (2012) ミャンマーの稲作農業—「コメ輸出大国」の可能性と課題—、『農林金融』農林中金総合研究所、2012年8月号、38～55ページ。
- ・藤田幸一 (2005) 『ミャンマー移行経済の変容：市場と統制のはざまで』、アジア経済研究所、2005年。
- ・ジェトロ (2017.5.30) JETRO「世界のビジネスニュース 通商弘報」2017年5月30日 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/05/d73f3db54e6cee40.html>)

参考文献

- C.ウルフ (Charles Wolf, Jr., *Foreign Aid - Theory and Practice in Southern Asia* Princeton University Press, U.S.A. 1960, 一鹿島守之助訳『南方アジアにおける対外援助—理論と実際—』鹿島研究所、1962年。
- 板垣與一『アジアの民族主義と経済発展』東洋経済新報社、1962年。
- 川島哲『現代アジア経済論』晃洋書房、2007年。
- 川島哲『アジアの地域連携戦略』晃洋書房、2011年。
- 川島哲『経済統合と通商秩序の構築』晃洋書房、2017年。
- 小島清『低開発国の貿易—貿易開発会議への提案—』国元書房、1964年。

- Bhagwati, J. [1969] *Trade, Tariffs and Growth*, London: Weidenfeld and Nicolson.
- Bhagwati, J. [1991] *The World Trading System at Risk*, Princeton, N. J.: Princeton University Press (佐藤隆三・小川春男訳『危機に立つ世界貿易体制—GATT 再建と日本の役割—』勁草書房,1993年).
- Bhagwati, J. [2002] *Free Trade Today*, Princeton University Press (北村行伸・妹尾美起訳『自由貿易への道—グローバル化時代の貿易システムを求めて—』ダイヤモンド社、2004年).
- Bhagwati, J. [2008] *Termites in the Trading System : How Preferential Agreements Undermine Free Trade*, New York: Oxford University Press.
- Brooks, S. [2010] "Thailand: the age of security," *Southeast, Asia globe*, 43.
- Buddhagarn Rutchatorn [2010] "Investment situations and conditions of Thai SMEs in the CLMV countries," *Asian economy and social environment*, 3.
- Carnegie, M. [2010] "Living with difference in rural Indonesia: what can be learned for national and regional political agendas?" *Journal of Southeast Asian studies*, 41 (3).

